

下関市立大学客員教員選考規程

平成 19 年 5 月 30 日

規 程 第 9 6 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学定款第 23 条第 3 号及び第 4 号に基づき、下関市立大学に所属する客員教員の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において客員教員とは、法人との契約により大学の客員教授又は客員准教授として引き続き 3 月以上専攻分野について教授又は研究に従事する者をいう。

(基本方針)

第 3 条 客員教員はその学問実績あるいはその実務経験から下関市立大学における授業科目を担当させるに足る極めて高度の専門的学識及び技能を有する者でなければならない。

2 任期は 1 年とし、更新をさまたげない。

(選考)

第 4 条 客員教員の選考は、人格、学歴、職歴、教授能力、教育及び研究の業績、学界及び社会における活動並びに健康等について行うものとする。

2 客員教授は、前項に定めるところに従い、下関市立大学教員選考規程第 4 条に定める下関市立大学の教授となる資格を有する者の中から選考する。

3 客員准教授は、第 1 項に定めるところに従い、下関市立大学教員選考規程第 5 条に定める下関市立大学の准教授となる資格を有する者の中から選考する。

(採用の手続)

第 5 条 下関市立大学特任教員選考規程第 3 章の規定は、客員教員の採用の手続について準用する。

(その他)

第 6 条、この規程に定めるもののほか、客員教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 9 年 5 月 3 0 日から施行し、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。